

宇都宮市都市・地域交通戦略策定協議会設置要綱

(目 的)

第1条 宇都宮市の将来のまちづくりを見据えた総合的な交通体系を確立するため、宇都宮市都市・地域交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議をする。

- (1) 宇都宮市都市・地域交通戦略策定に関する事項
- (2) その他宇都宮市の都市交通に関して必要な事項

(組 織)

第3条 協議会委員は、学識経験者、交通事業者、商工団体等、市民及び関係行政機関のうち別紙に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

2 協議会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、委員の互選により定める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から協議終了の会議の日までとする。

ただし、関係行政機関のうちから任命又は委嘱された委員については、その置かれている在任期間とする。

(会 議)

第6条 協議会は、必要に応じて、委員長がこれを召集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、宇都宮市総合政策部交通政策課及びL R T導入推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月22日から施行する。

宇都宮市都市・地域交通戦略策定協議会委員名簿

委員区分	氏 名	役 職 名 簿
学識経験者	森本 章倫	宇都宮大学大学院准教授
	藤本 信義	宇都宮大学名誉教授
	大森 宣暁	東京大学大学院講師
	永井 護	宇都宮大学教授
交通事業者	大森 郁雄	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室長
	猪森 信二	東武鉄道株式会社経営企画部長
	斉藤 俊夫	関東自動車株式会社路線バス事業部長
	根岸 孝男	東野交通株式会社取締役業務部長
	大井 康裕	ジェイアールバス関東株式会社宇都宮支店長
	保坂 和夫	関東交通株式会社代表取締役
関係団体	小関 秀明	宇都宮商工会議所理事
	磯野 浩久	社団法人宇都宮青年会議所理事
	大竹 泰二	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会副会長
	近藤 和雄	NPO法人栃木県環境カウンセラー協会理事長
	櫛淵 澄江	宇都宮市地域婦人会連絡協議会会長
	金枝 右子	宇都宮消費者友の会会長
市民代表	加藤 和正	公募市民
	瀧田 剛也	公募市民
行政委員	赤星 健太郎	関東地方整備局建政部都市整備課長
	緑川 和由	関東地方整備局宇都宮国道事務所長
	廣田 健久	関東運輸局企画観光部交通企画課長
	池澤 昭	栃木県県土整備部参事兼交通政策課長
	新井 一夫	栃木県警察本部交通規制課長
	大林 厚雄	宇都宮市総合政策部副参事（L R T担当）
	飯野 彰	宇都宮市建設部土木管理課長